



第2章
武蔵野市
長期計画の課題

第2章 武蔵野市長期計画の課題



1 市民がつくる武蔵野市政

現代における自治体の課題は

- 1) 自治体内部での民主主義の実現
- 2) シビル・ミニマムの保障
- 3) 都市改造の推進
- 4) 国に対する市民の利益の主張
- 5) 自治体機構の民主的能率化

をあげることができる。この課題がいきいきと達成されるためには、市民の政治参加こそが、自治体を自治体たらしめる基本原理である。

わが武蔵野市においても、戦後ひきつづき多様で活発な市民運動が展開されているが、その一段と飛躍した発展のためには、責任ある市政参加の条件を確立する必要がある。

したがって、本計画においても、従来の武蔵野市民の市民運動の成果をふまえながら、その計画課題の第一に市民の市政参加のシステムをかけた。すなわちこの市政参加のシステムは、計画の作成過程のみならずその実現過程においても市民の独創性と批判性を充分いかせるようなシステムでなければならない。しかもこの市民参加のシステムは、市行政機構の活動の母体となることによって、武蔵野市政全体の水準を高めることができる。

さらにこの市政参加の過程でコミュニティを中心とする地域生活単位が市民自身によってうみだされなければならない。このコミュニティは新しい「ふるさと」武蔵野市の基礎単位となるであろう。

また、新しい市民センターとしての市庁舎は「ふるさと」のシンボルとして位置づけられるとともに、自治都市の政治センターとして設置されるようデザインされなければならない。

(1) 市民参加システムの形成

① 市民参加

市民の市政参加は、当然のことながら、市長、議員の選挙が基本形態である。だが、そのみならず第一に目的別、職業別、年齢別……等々の多面的な市民活動が自律的に展開され、その活動のもとで、市民と市長・市議会・行政機構との交流が活発におこなわれなければならない。そのためには、また市民内部の横の交流、対話が活発におこなわれるよう集会所などの市民施設のネットワークを市は早急に整備する必要がある。

市政参加の第2の形態として、市民による市の審議会・委員会への参加もまた必要である。市はそのために、できるだけ多くの市民参加制度を設けることとする。とくに緑のネットワーク計画のための「緑化市民委員会」、市庁舎建設のための「市民センター建設委員会」、広報活動のための「広報委員会」を早急に発足させたい。

また市の窓口における市民相談以外に、市民が、市長や、行政機構と自由に対話や意見の交流のできる機会を、これまで以上にふやしたい。そのため、市長および市行政機構との対話や移動市民相談室などの開設回数をふやし、またとくに通勤市民を考慮して開設場所や時間にもバラエティを与え、多くの市民が参加しやすくなるよう配慮する。

以上のような市民との交流を議会もまたいっそうすすんでおこなうことを要望したい。

② 政策情報の公開と対話

情報の伝達はたんに市および議会から市民へという一方通行であってはならないし、また、決定済みの事項のおしらせにとどまってはならない。それは、市民に問題を提示し、その内容を十分に明らかにすることにより、政策や行事の決定される過程に市民が参加するきっかけがつく

られる。公開された情報なくしては、民主主義はなりたたない。そのために、現在の市の広報活動は改革の必要がある。まず、市報のスペースの拡充、ならびにその編集の改善に努力する。

ついで広報の媒体の選択工夫を加えて、映画会やスチール写真展、フィルム貸出なども計画したい。さらに市の発行している各種の広報文書の無料もしくは実費頒布の方法や配布場所も再検討する。あるいは、小中学生の武蔵野市政教育の副読本も水準のたかい編集にすると同時にすでに行なわれている施設見学も、利用者が広く市民全般にわたるよういっそう配慮する。現在吉祥寺駅にあるガイドコーナーは、その利用度を高めるよう検討する。また市への通勤者にたいする市政の広報活動あるいは参加方法も積極的に研究する。

(2) 地域生活単位の構成

対話や意見の交流、あるいは市政参加の条件をつくり、また市の連帯を築きあげるためには、その基礎としてコミュニティを市民自身がうみだしていく必要がある。市はこれにたいして、市民施設を適切に各コミュニティに配置するようにつとめる。

このコミュニティづくりは市がおしつけるべきではなく、市民自身が新しい近隣感覚を身につけながら長期にわたっておしすすめていくものであろう。

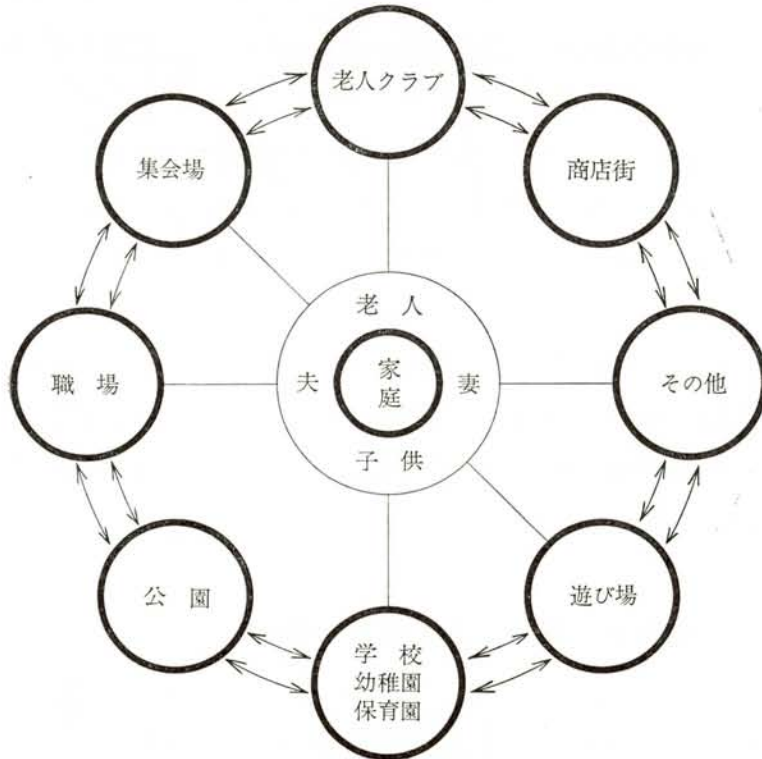
このコミュニティは伝統社会の部落会とは異って、地理的にも生活的にも閉鎖性をもたない開かれたコミュニティでなければならない。何故ならば、今日では市民の生活要求は、多様になるとともに市民の階層によって分れているからである。

したがって、市は上から機械的にコミュニティの区分決定をすることなく、むしろ構想をしめすにとどめ、市民施設をそれぞれの地域に平等

武蔵野市コミュニティ構想



生活要求分化図



生活要求重層図

	教育	医療	自由時間	老人
国レベル	大学・研究所	総合病院	公園	専門老人施設
都レベル				
市レベル	高校	総合病院	公園	福祉会館
地区レベル	小・中学校 幼稚園・保育園	病院 診療所	遊園地 遊び場	老人クラブ
コミュニティレベル				

に、またそれぞれの地域の特殊性に応じて適切に配置し、市民自身のコミュニティづくりをバックアップすべきであろう。このような考え方にたって武蔵野市においてはほぼ八つのコミュニティを想定することができる。

このようなコミュニティを基礎とし、より広い交流をはかる場として、吉祥寺・三鷹・武蔵境の三駅の駅勢圏を前提に、吉祥寺・中央・境の三つの地区を構想し、これに必要な市民施設を設置する。さらに市の全域を対象とする施設がこれに加わる。

こうして武蔵野市の生活空間は三層性をもつ。これらの三層性からなる地域生活単位は、それぞれに問題や行事の内容・性格に応じて活用され、全市民の間のキメ細かい交流を促進し、ひいては地域における民主主義のいきいきとした展開にやくだつものである。

(3) 市民センターとしての市庁舎改築

昭和4年に建設された市庁舎は老朽化したうえに、つぎたし庁舎が多く、市民にとって不便であるばかりでなく、職員の執務にも障害となっているし、またその労働環境を悪化させているので、これ以上は放置しえない状態にある。もちろんこの市庁舎の改築がおくっていたことは、学校建設をはじめ市民サービスを中心に市政が運営されたことを意味し、これは武蔵野市の見識をしめすものとしてたかく評価されるべきであろう。だが、今日では市庁舎の改築は緊要な課題である。

市庁舎はたんに市の職員が執務するオフィスではない。それは何よりも市民センターとして、市民が気易く利用し、同時に職員が市民と気持よく接することの出来る明るい施設であるとともに、またそれは、全市民の交流の場となり、市民広場の役割をも果すものでなければならない。さらに市議会の傍聴その他を通じて市民と議会との交流を一層ふか

めるのに役立つことが期待される。

このような理由から新庁舎は、市民ホールや各種集会のためのスペースなどをもった総合的な機能をいとなむ施設となるべきである。したがってその設計は長期的な展望のもとにおこなわれ、それには市民の創意や要求を豊富にとり入れる必要がある。

このような性格をもったスケールの大きい庁舎が完成したとき、それは現代の「ふるさと」武蔵野市のシンボルとなり、私たちはその屋上に立って、緑多い武蔵野市、あるいは多摩秩父の連山を眺望し、自分の「ふるさと」の存在を、自分の眼で確認しうるに相違ない。

設計の細部については、能率的な執務と行き届いた市民サービスがおこなえるような事務の流れを目指して決定されなければならない。またあわせて職員の執務環境と福祉の向上のための諸施設の整備にも十分に注意を払うものとする。

以上のような観点から、市民の代表を含む「市民センター建設計画委員会」を早急に発足させる。なお、市民代表には、行政・建築・環境デザインの専門家を加えたい。

2 豊かな市民生活の実現

武蔵野市は市民に質のたかいシビル・ミニマム（都市生活基準）を保障しなければならない。

シビル・ミニマムとは、なによりもまず、憲法第25条の「健康で文化的な生活」の保障にもとづく日本国民の基本的な「生活権」である。この生活権は、所得保障と環境保障とからなりたっているが、自治体はとくにこの環境保障について国以上に直接的な責任をもっている。したがって、シビル・ミニマムは、自治体の政策策定の基準となるものである。それゆえ武蔵野市はこのシビル・ミニマムの保障を市民の権利、自治体の義務とみなし、その基準の向上に積極的に努力する。

このシビル・ミニマムは市民生活の多様化、高度化に対応しうるような基準で実現されなければならない。だが同時に、シビル・ミニマムは全市民に公平かつ平等に保障されなければならない。特定の圧力によってかたよった不均衡な政策をとることは許さない。それゆえシビル・ミニマムの保障を課題とする市政は、すべての市民の合意をうるように、計画的に運営される必要がある。

この計画は、武蔵野市民のシビル・ミニマムの充足ならびに拡充を、基盤計画、文教計画、福祉計画にわけて推進し、すべての市民に豊かな市民生活を保障しようとするものである。

(1) 現代的な都市基盤の整備—基盤計画

今日の都市生活は、かつての農村生活と異って都市基盤の充実を必要とする。たとえば井戸は上水道に、吸込みは下水道に変わってきた。したがって都市基盤の計画的整備は、日本における都市自治体のこれからの基礎的な課題である。

武蔵野市は今日、自然発生的な都市から現代的な都市基盤を備えた都市への転換期にあり、文教計画、福祉計画との均衡のとれた都市基盤整備の促進は、現代都市への脱皮のために不可欠の要請である。

① 生活道路

この計画は、武蔵野市の道路を国道、都道、市道、私道の管轄別の分類をこえて、生活道路と幹線道路に大別する。生活道路は市民の日常生活に密着した道路をいうが、その機能は自動車の無秩序な進入によって失われようとしている。生活道路はたんに市民の家庭と学校、駅、市場、公園などをむすぶ歩行ないしサイクリングの道として使用されるばかりでなく、同時に子供の遊び場でもあり、また市民の出会いの場でもある。また公衆電話、消火栓、電柱がおかれ、地下には、上下水道、都市ガスが埋設されている。それゆえ生活道路は十分に整備され、安全と静けさが保たれなければならない。他方市は、幹線道路の整備につとめることによって、自動車が生活道路に入らないような方法を講ずる必要がある。

- ① 生活道路を整備する。すでに武蔵野市では、市道舗装率94%私道舗装率59%となっているが、市道については、舗装の質の向上を図り、また、私道についてはその舗装率を前期5カ年に90%にたかめる。ただし遊び場などに利用するために特定の私道を地域市民の要求によって未舗装のまま土を残すことも考慮する。

農地の宅地化にあたっては、道路配置を指導し、市全体の道路水準の向上に努力する。

- ② 交通事故・騒音・振動・排気ガスを追放する。そのため歩道、ガードレールを必要に応じて設置する。また自動車の一方通行、一時乗入禁止、全面乗入禁止を関係機関と協議のうえ計画的に推進し、自動車の通過交通を生活道路からしめだし、これによって自動車による公災害の発生防止につとめる。

- ③ 道路掘りかえしを計画的に調整する。上下水道、ガス等の工事のための道路掘りかえしは、関係事業者の協力をもとめ、計画的におこなえるよう市の行政態勢をととのえる。

なお、共同溝の実現のための調査を早期に開始する。

- ④ 遊び場道路、緑の遊歩道、公園道路、サイクリング道路等の指定建設を推進する。（緑のネットワーク計画参照）
- ⑤ 国鉄中央線の高架化を促進する。国鉄中央線三鷹駅以西地区については、南北交通が遮断状態にあり、とくに通学道路もあるので、中央線高架化の実現に努力し、その間必要に応じて地下道の建設を検討する。

② 大量輸送網の適正配置

武蔵野市では通勤通学者・買物客などをふくめて毎日延60万人が鉄道・バスの大量輸送機関を利用している。この大量輸送網の適正配置は市の大きな課題でもある。

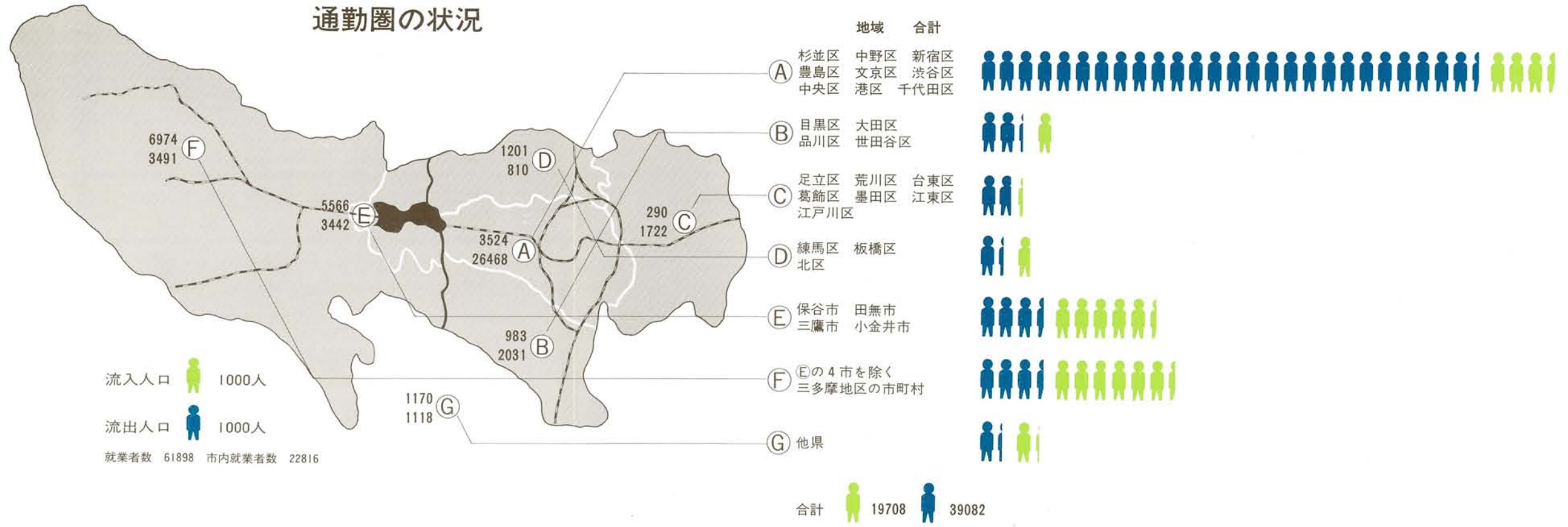
- ① バス会社との協議によって交通動態にみあう適正な路線の決定ならびに配車の確保につとめる。
- ② 国鉄3駅周辺開発計画の一環としてバスターミナルの整備をはかる。
- ③ 武蔵野市域を南北に貫通する大量輸送機関の実現を検討する。

③ 上水道

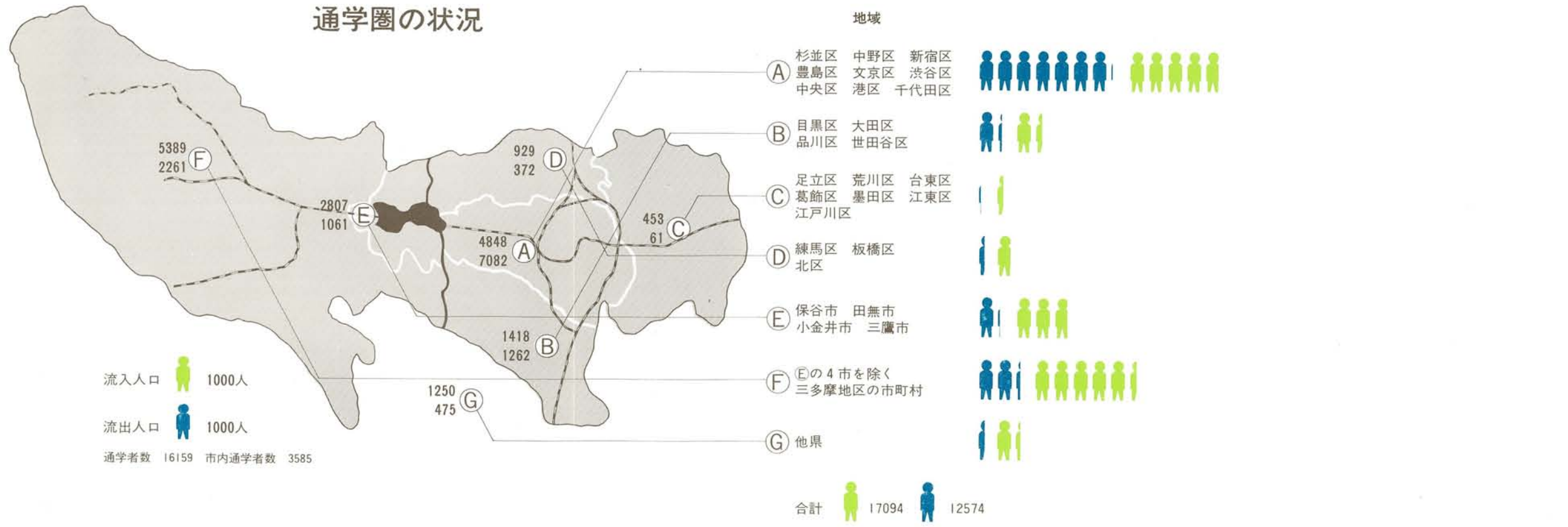
武蔵野市の上水道普及率はほぼ100%となっている。しかし深井戸による取水は限度にたっている。45年度における都からの受水は総需要量の10%であったが、50年度には50%にたつすると予測される。また都からの受水は暫定価格で1トン19円、これに対して市の水道料金は1トン18円であるため（23区の一般家庭用は水道料金14円）、今後赤字が増大し、50年度には累積7億円にたつる見込みである。

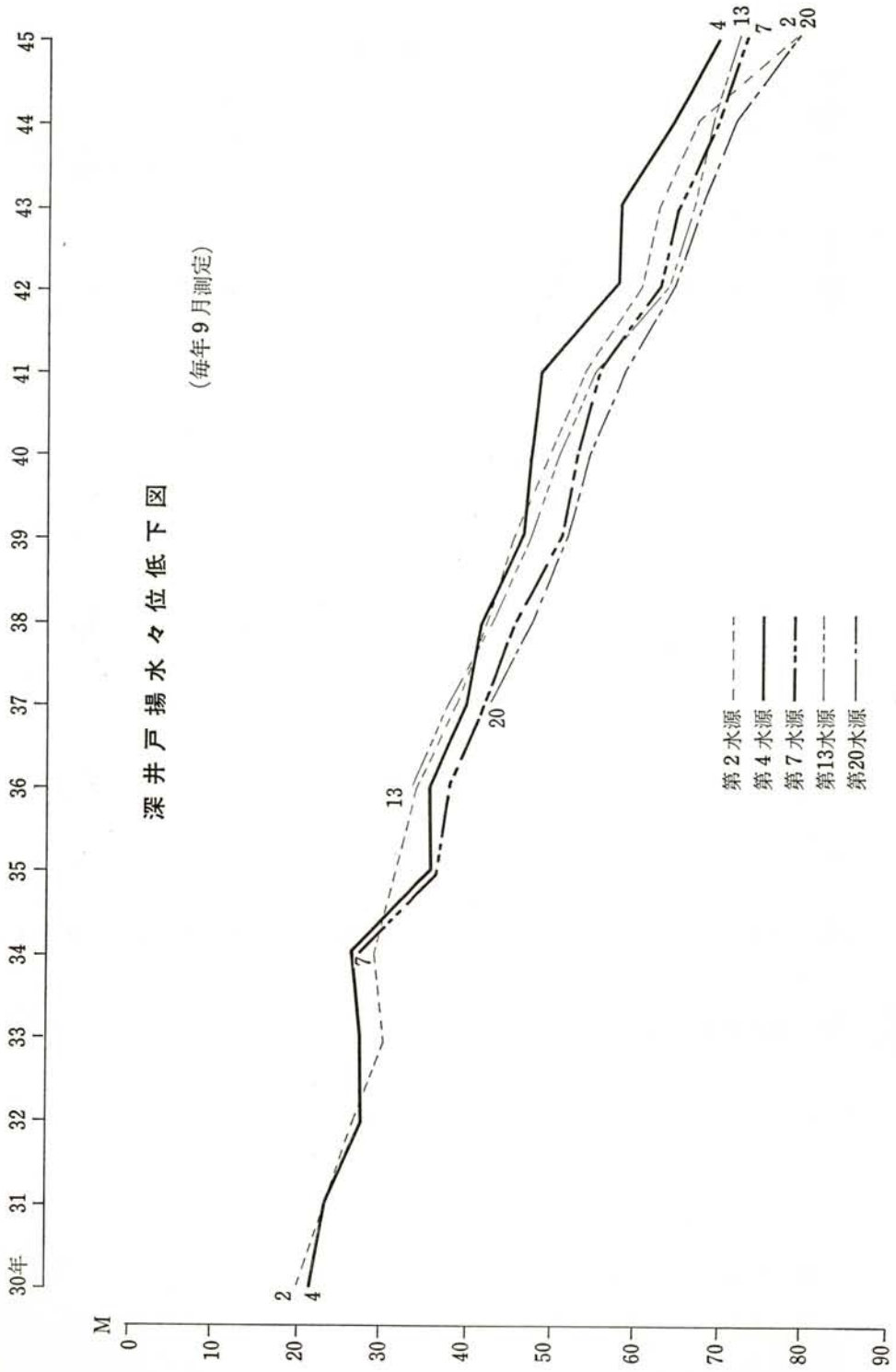
- ① 水源確保ならびに23区との料金格差是正のために、45年度に都水

通勤圏の状況



通学圏の状況





給水計画表

事項		年度	45	46	47	48	49	50
総給水量			m ³ 15,300,000	m ³ 16,300,000	m ³ 17,300,000	m ³ 18,400,000	m ³ 19,400,000	m ³ 20,400,000
給水量の内訳	自己水源 (深井戸取水)		12,955,000	12,200,000	11,500,000	10,800,000	10,200,000	9,500,000
	受水量		2,345,000	4,100,000	5,800,000	7,600,000	9,200,000	10,900,000
受水率 (受水量/総給水量×100)			15.3%	25.1%	33.5%	41.3%	47.4%	53.4%

水道事業欠損額表

年度		44	45	46	47	48	49	50
区分								
当年度	千円	29,840	53,898	80,898	103,596	127,455	150,445	176,051
累積		—	83,744	164,642	268,238	395,693	546,138	722,189

道への一元化が都の方針として決定している。武蔵野市は自治権その他との関係もあるので市民ならびに市議会にはかりつつその結論をいそぐ。現状のままでいけば水道料金の大幅値上が問題となる。

- ③ 水質汚だくの不安をなくすために定期的な水質検査をおこない、水質検査の結果を市民に公表する。

④ ゴミ収集・処理

生活水準の上昇ならびに生活様式の変化によって、家庭のゴミは大量化、多様化、大型化するとともに、また産業廃棄物の激増がみられ、ゴミ収集は今日の都市自治体のとりくむべき重要課題となっている。その収集態勢の強化は、交通問題とからみあい、また処理技術は公害問題ともむすびついているため、ゴミの収集ならびに処理については総合的な対策が必要である。市は、家庭ならびに繁華街のゴミ収

集・処理の向上、改善に努力する。

- ① 現在全市域におこなわれている週2回の収集を週3回とし、市はそのための態勢を整える。
- ② 生鮮食料店、飲食店などの営業による廃棄物ならびに産業廃棄物の処理については、検討して適正な処置をとる。
- ③ 家庭ゴミの収集方法については、都市美観の保持、収集能率の向上との関連で、分別収集などもとりいれた改善を早急に実現し、ことに家庭の大型不燃ゴミの処理についても配慮する。
- ④ 三鷹市と協議のうえ、長期展望にたつて武蔵野三鷹地区保健衛生組合の処理場の環境改善ならびに設備拡充（不燃物処理場の改修、焼却炉の増設）を緊急に実現する。なお、長期的には今日の処理技術の抜本的改革をはかる必要がある。
- ⑤ 以上の要請にこたえるため、市は市民の参加をえて「清掃改善委員会」を発足させる。

ゴミ収集量一覧表

(単位kg)

年度	内訳	混 合	厨 芥	不 燃 物	計
42		17,500,327	979,440	2,766,485	21,246,252
43		19,262,055	1,028,100	2,991,005	23,281,160
44		20,913,539	1,106,307	3,405,036	25,424,884
45		19,914,050	1,060,200	3,700,040	24,674,290

⑤ 街路灯

市が管理する街路灯は現在4,750本あり必要最少限度の需要はほぼ満たされている。

- ① 今後、前期5カ年に1,250本を増設する。これにより住居地域の拡大ともなう新設と既設地域における増設をはかる。
- ② 必要な場所については、既設街路灯の水銀灯への切換えをはかる

市設街路灯設置計画表

年度 区分	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
当年度 (本)	631	501	194	76	199	300	265	315	290	290
累計 (本)	3,483	3,984	4,178	4,254	4,453	4,753	5,018	5,333	5,623	5,913

㉔ 都市美観の向上のため、デザインなどの検討をおこなう。

⑥ 防火

日本の今日の都市は武蔵野市をふくめて、自然発生的な木造家屋の群居として成立しているため、本来的に火災には弱い構造となっている。また、石油、ガスなどの家庭暖房器具の普及による危険度の増大は、この構造的な弱さに拍車をくわえている。しかも高層ビルの出現ならびに交通麻痺によって、消防態勢の飛躍的な強化が必要とされる段階にある。

武蔵野市の防火態勢は、すでに常設消防と市消防団との協力や消火栓の充足によってたかい水準にあるが、つぎのように一層の消防力の強化に努力する。

- ㉕ 都に常設消防力の強化を強く要請する。
- ㉖ 消防団詰所の改築を含む消防団の施設、装備の拡充をはかる。
- ㉗ 消火栓は年次計画にしたがって増設し、防火水槽の拡充をはかる。また学校プールを利用するほか、あらたに民間ビルの積極的協力を要請する。
- ㉘ 高層ビル建築の増大にともない、その防火態勢の整備をはかる。
- ㉙ 防火道路としても役にたつ幹線道路の整備、さらに公園などの緑地の導入、木造住居密集地区の改善など都市改造をはかっていく。六大事業計画は、この観点からも積極的に推進されなければならない。

武蔵野市防火態勢図

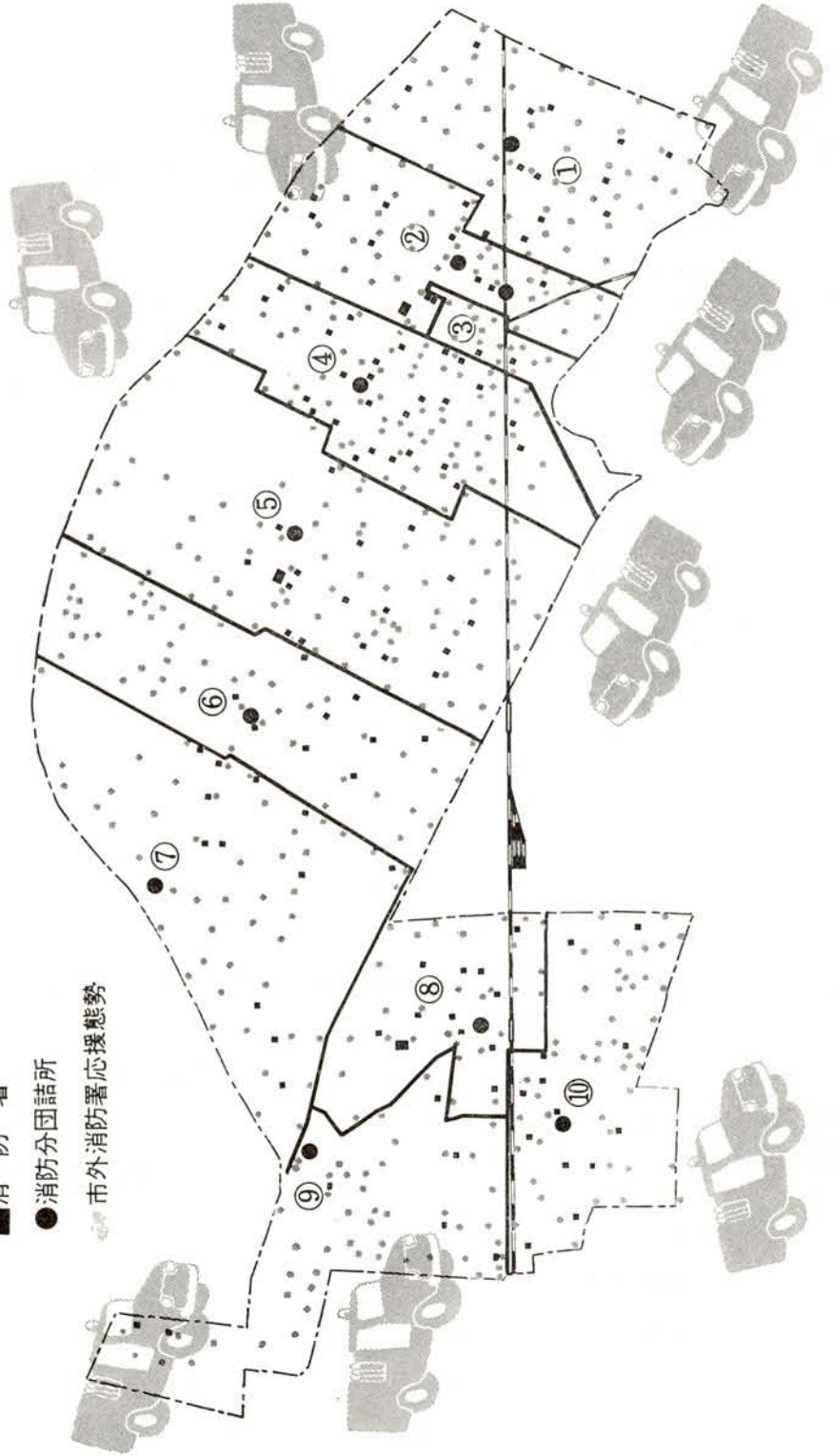
● 消 火 栓

■ 防火水そう

■ 消 防 署

● 消防分団詰所

市外消防署応援態勢



⑦ 防 災

武蔵野市は、地勢的に分水地帯にあたる高台の平坦地である。山崩れ、崖崩れ、また洪水の危険はないめぐまれた条件にある。しかしながら、予想される関東大震災クラスの災害にたいしては、⑥でのべたように弱い都市構造をもっているため、防災計画を改善し、市民に周知徹底しておく必要がある。防災計画の作成にあたって特に注意すべき点はつぎのとおりである。

① とくに密集地域における具体的な避難計画の樹立と演習をおこなう必要がある。また避難については学校、幼稚園、保育所、会社などと協議する。

② 緊急時の生活必需品とくに飲用水の確保の態勢をつくらなければならない。

飲用水については、停電に備えて市の深井戸に自家発電装置の連結をはかる。また、家庭井戸の設置個所を調査して有事の際に協力を要請する。

③ 緊急時には市の行政態勢が崩壊する恐れがあるため、交通便利な、例えば山梨、長野あたりの自治体各1つづつと「兄弟都市相互援助協定」をむすび、市職員の緊急応援態勢をつくることを検討する。

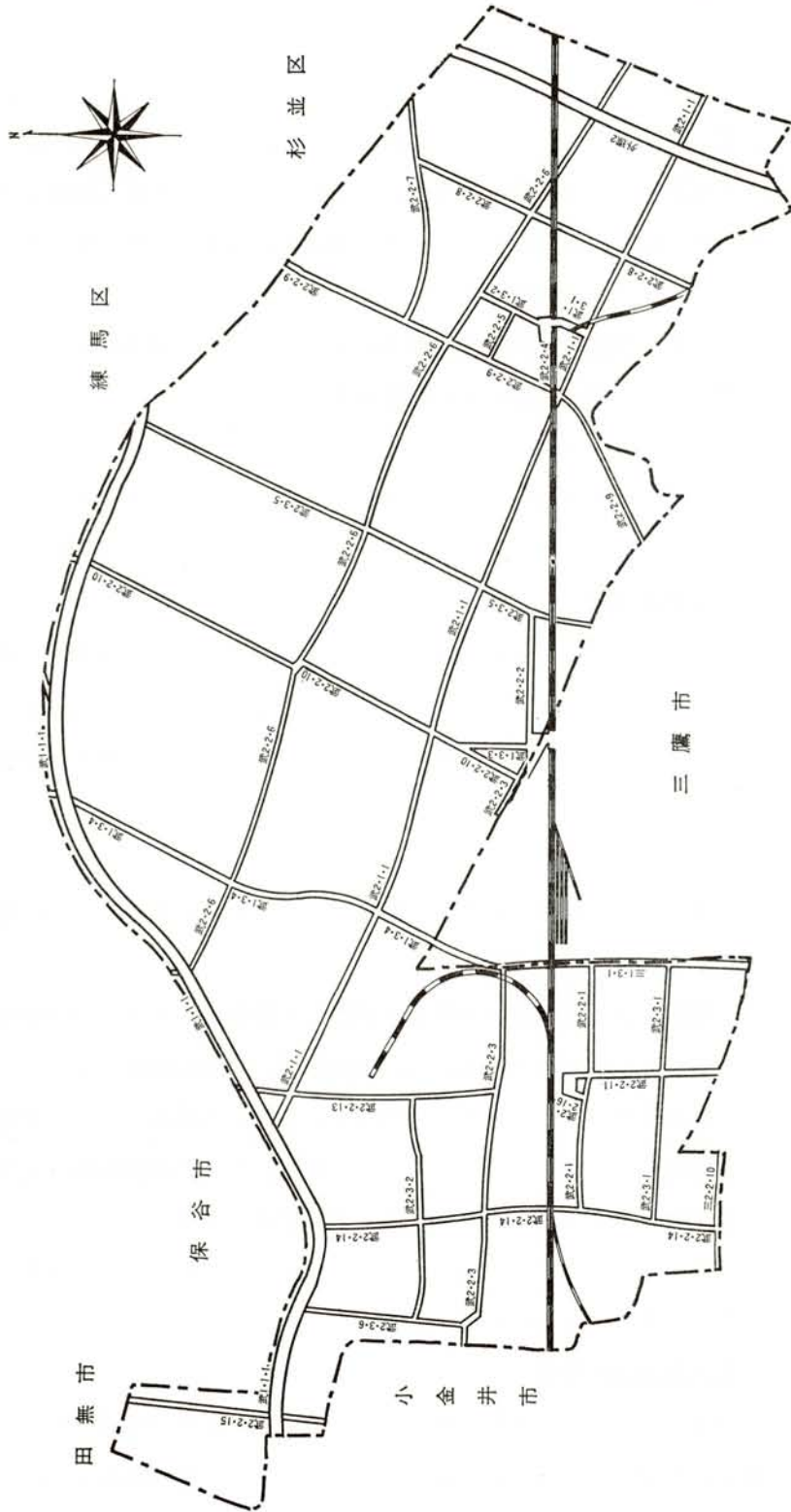
④ 火災発生ならびに延焼への対策としては、⑥でのべたように都市改造を急ぐ。

なお、東京ガスならびに市内の危険物取扱業者との連絡、協議を積極的におこなう。

⑧ 幹線道路

幹線道路は市の骨格構造の決定ならびに生活道路からの通過自動車の排除、防火、防災対策、さらに市内の農工商の条件整備のためにも緊急に整備される必要がある。ことに東部地区の再開発はもちろん、

武蔵野市都市計画道路網図



防火、防災ならびに排気ガス対策のため、他方西部地区では境北、境南の連絡ならびに再開発のためにそれぞれ必要とされる。市はこの意味で市道を整備するとともに都道の整備を積極的にはたらきかける。

- ① 既定道路計画を積極的に推進する。ただし交通事故、騒音、振動排気ガス対策あるいは遊び場道路確保のため市民の要求による計画変更については市民とともに検討する。
- ② 玉川上水沿いの道路は自動車通行禁止の公園道路とし、千川上水沿い道路も公園道路として設計するよう都にはたらきかける。
- ③ 横断歩道橋の設置については慎重に考慮する。

⑨ 土地利用計画

土地利用計画は、幹線道路とならんで、都市構造を決定する2本の柱である。土地の住・商・工の混合利用は生活、生産、流通機能のそれぞれの条件を悪化させ、また高度制限ならびに建ぺい率は日照権問題、居住環境の悪化などに深いかかわりをもっている。そのため土地利用計画の重要性が再認識されるにいたった。

市は土地利用計画の周知をはかり、市民の協力によって、都市構造を改善していく。

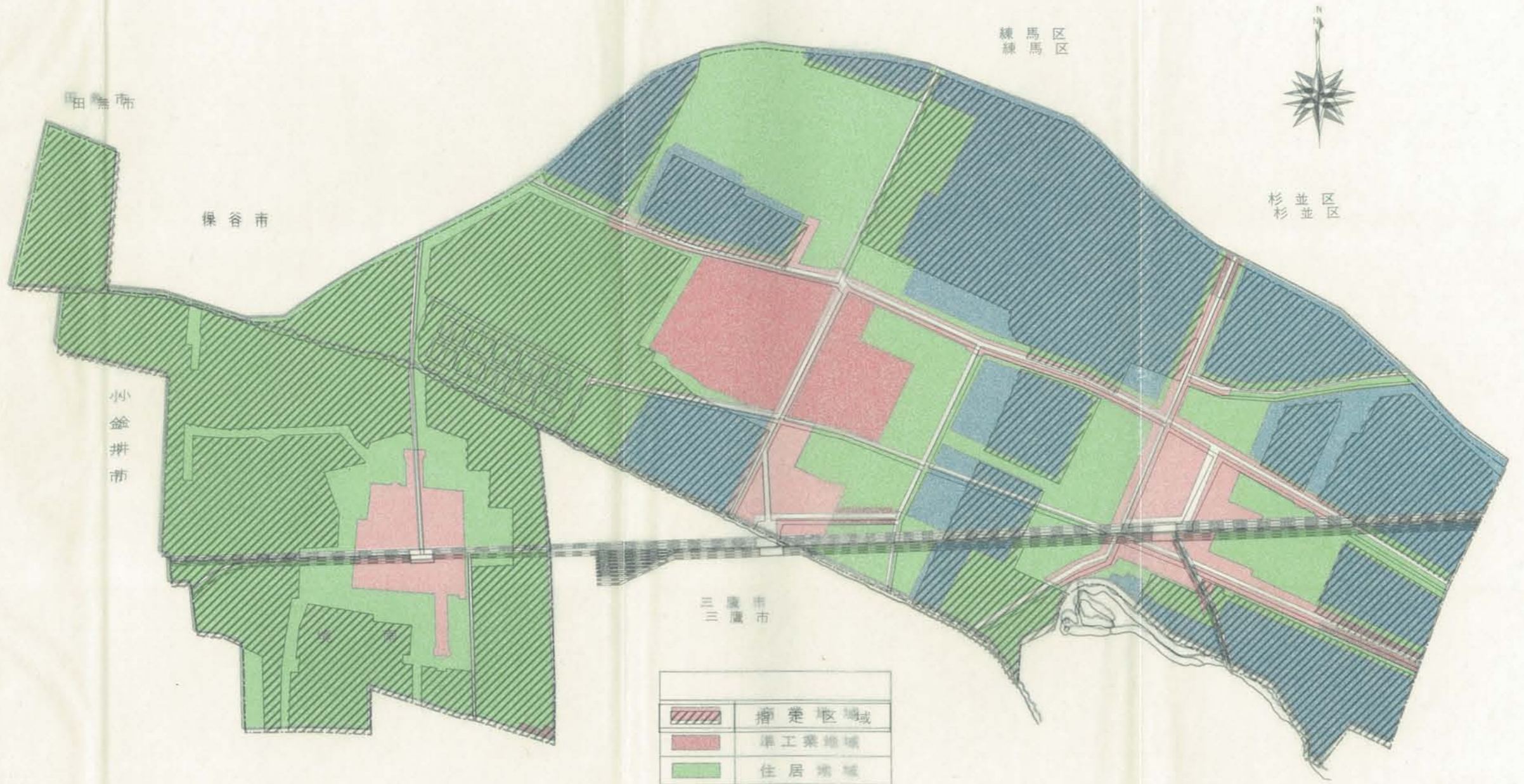
- ① 用途指定を市民の協力によって厳しく維持し、ことに公害発生源となるような工場や営業にたいする指導、規制を強化する。
- ② 高度指定にあたっては、すでにマンションの進出によって日照権問題をひきおこしている現状にかんがみ、ことに新設幹線道路の両側については実情に応じて適切に規制する。

建ぺい率指定にあたっては、居住地域の悪化を防ぐため基準を守るよう市民に協力を要請する。

⑩ 農工商の条件整備

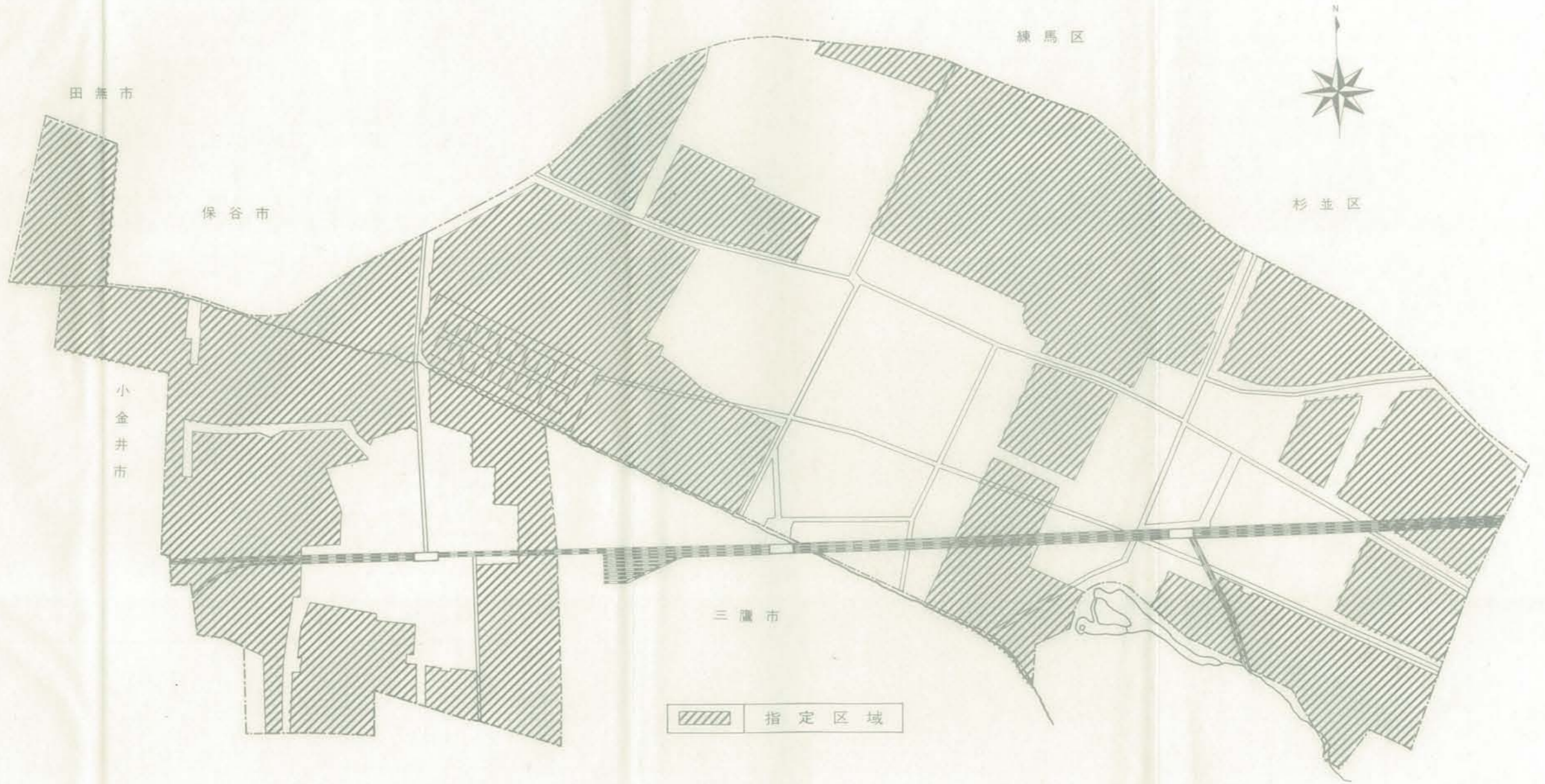
武蔵野市は、勤労市民がその人口の中核をなしているが、市民生活優先の原則のもとに、地域経済力をたかめるよう条件整備を計画的に

武蔵野都市計画用途地域図(現行図)
 武蔵野都市計画高度地区指定図(現行図)

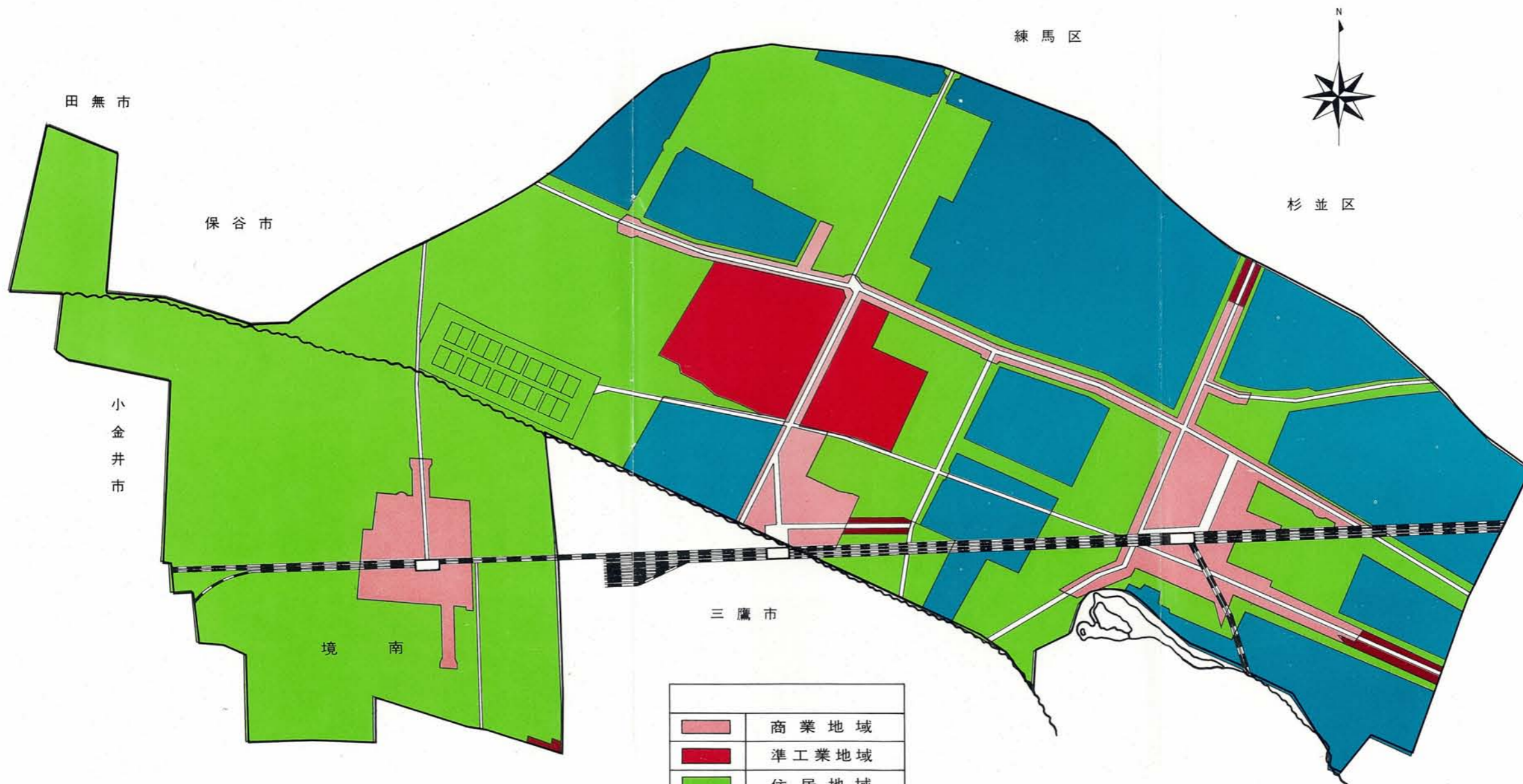


	工業地域
	住居地域
	住居専用地域
	小売店舗地区
	

武蔵野都市計画高度地区指定図(現行図)



武蔵野都市計画用途地域図(現行図)



	商業地域
	準工業地域
	住居地域
	住居専用地域
	小売店舗地区

おこなう必要がある。

したがって、市内の農工商関係者との協力をふかめ、関係市民の創意がいかしうるよう、市は行政態勢の強化をはかり、それぞれの事業に応じた具体的な振興計画を作成して実施する。

また勤労青少年のためには、健康・学習・体育・福祉の各領域にあたって積極的な施策をこの計画においておこなう。

1) 農 業

- ① 農協、農業委員会を中心に都市農業の推進をはかり、そのための調査研究をおこなう。
- ② 農地は勤労市民からみれば緑地であり、そのためにもその保存を農業市民に要請する。したがって農業を継続することを希望する農業市民の創意によって営農環境を計画的に改善する。
- ③ 農業の推進にあたっては、緑化計画との関連で農業市民の協力を要請するとともに適切な指導を検討する。

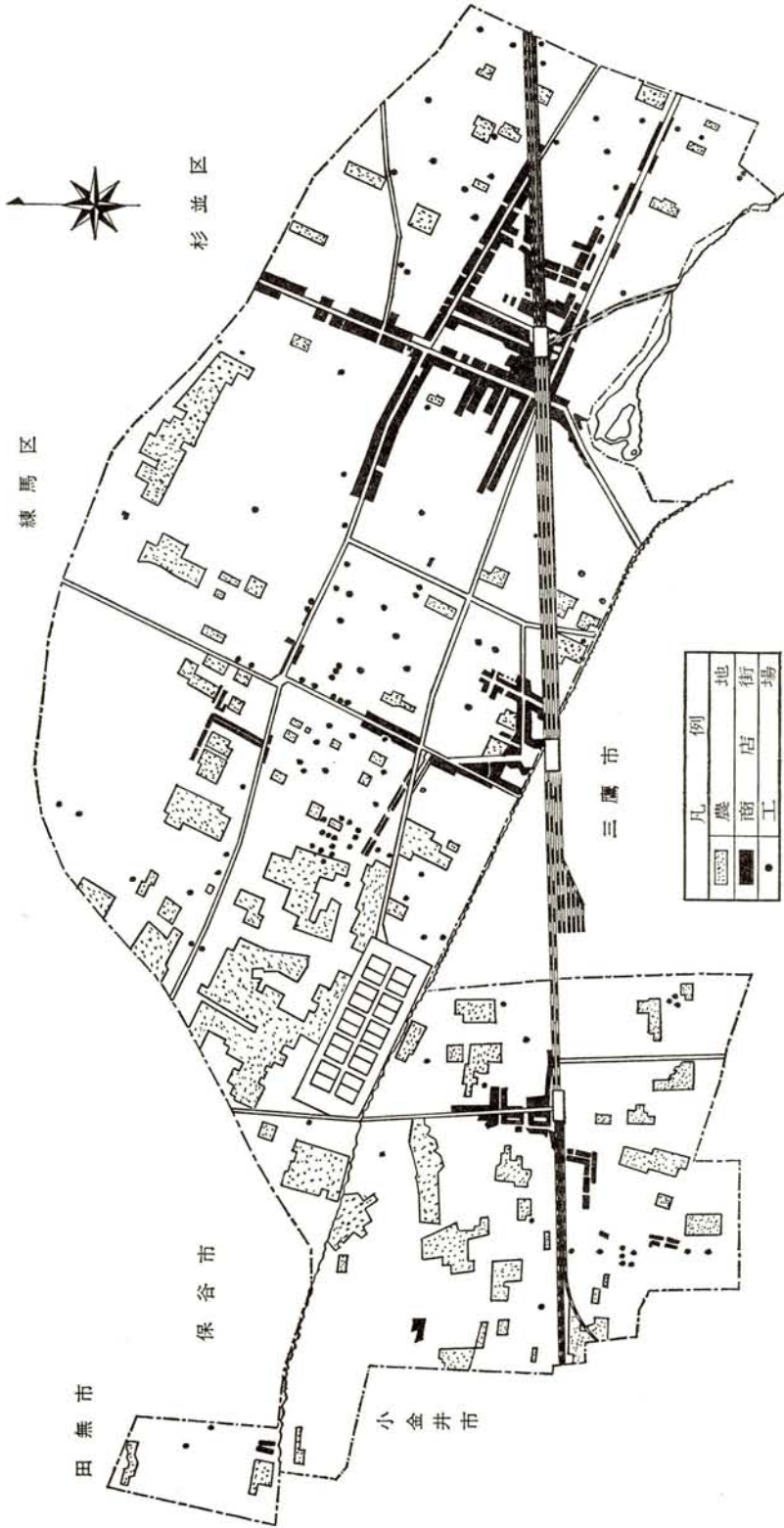
2) 工 業

- ① 工場誘致政策はとらないが、工場新增設の場合は土地用途指定、公害との関連で積極的に工場と協議して市民生活を守る。
- ② 工場敷地の緑化を要請し、環境を改善する。
- ③ 中小企業には商工業資金貸付基金などによって適切な支援をおこなう。
- ④ 工場公害にたいしては国の法令、都および市の条例にもとづいて適切な規制と指導をおこなう。必要とみとめるときは、国、都以上の基準で市が独自の規制することを検討するとともに公害防止設備資金の利子補給をおこなう。

3) 商 業

- ① 商工会議所との連絡を強化し、商店街、同業組合などの自主的活動を尊重するとともに市は必要な施策を商業市民の協力によって推

農地・工場・商店街の位置図



進ずる。そのために商圏の調査など基本情報整備をおこなう。

- ⑥ 吉祥寺駅周辺再開発計画、武蔵境駅周辺開発計画、ついで幹線道路整備の大型プロジェクトを中心に市内商業の環境整備を長期的かつ戦略的に誘導する。また「静かな住宅、たのしいショッピング」という武蔵野市の都市イメージづくりを推進して、市内商業のための環境づくりを支援する。
- ⑦ 商店街などの自主行事と市の文化活動との協力をはかって、市内商業の文化性のたかい発達を助成する。
- ⑧ 商工業資金貸付基金などによって商業市民の発展のために努力する。

(2) 人間性を培う教育・文化の充実—文教計画

現在、人間性を培う教育の機会は、たんに家庭・学校にとどまらず、さらに情報技術の発達にともない社会全般へと空間的に拡大してきた。また教育期間も、幼年期、少年期から成年期、老年期へと時間的にも拡大している。それゆえ教育をせまく少年期の学校教育にのみ限定することは、もはやできない。

そのうえ教育内容も基礎的な学校義務教育の域にとどまらず各種専門教育が発達するとともに、他方民主主義の拡大と自由時間の増大にともなう市民教育の重要性が飛躍的にたかまった。この点でも教育は学校教育にかぎらずひろいフロンティアをもつことになった。

こうして今日、自治体は、義務教育に制度的責任をもつのみならず、ひろく市民の自己教育の機会を保障し、それによって地域社会の文化水準の向上に努力することが必要となった。

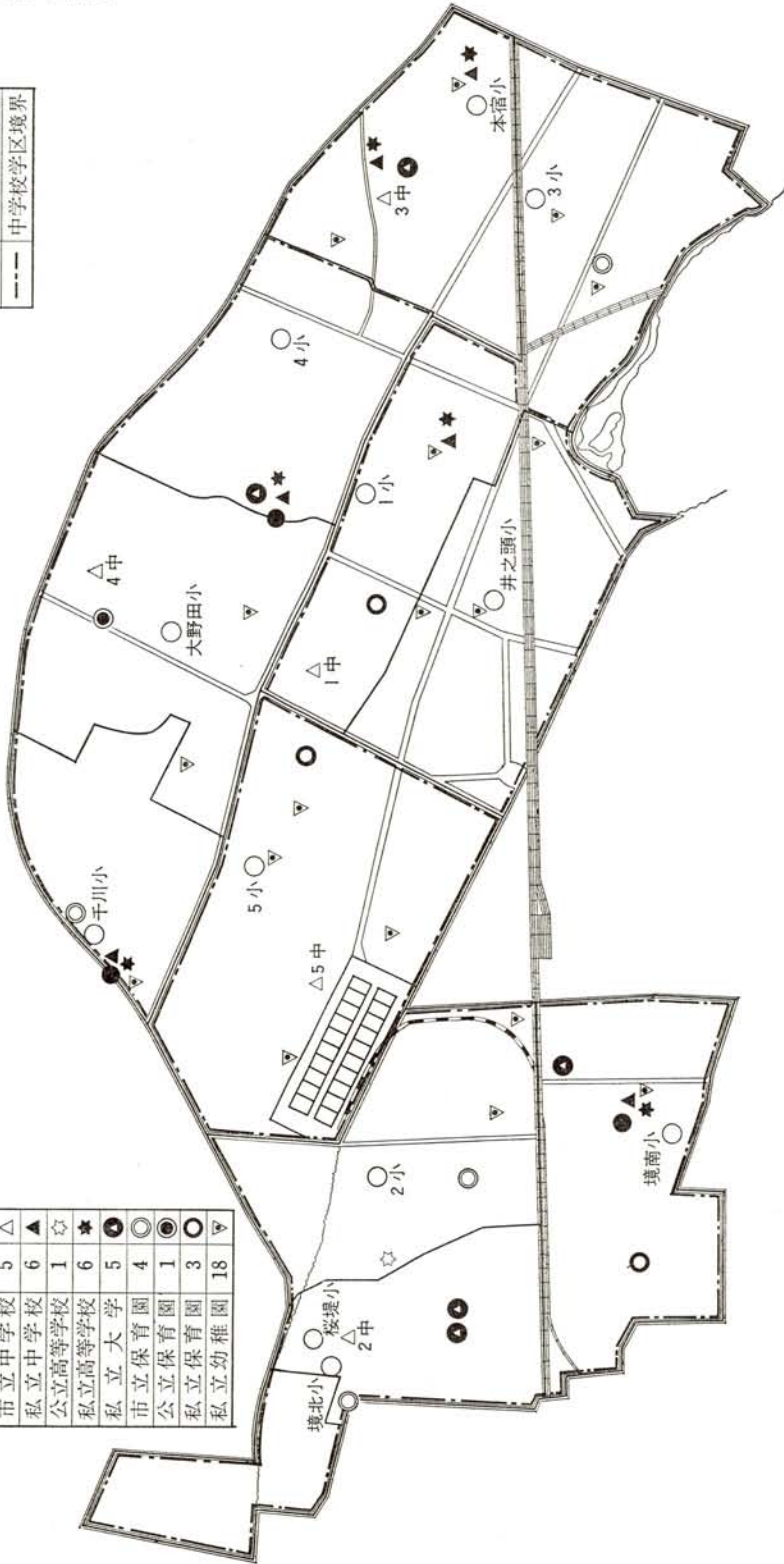
武蔵野市はかねてから教育都市を目標としてきたが、この計画においても＜平和な緑と教育＞のふるさとづくりをたかくかかげた。こうして

学校施設等配置図
及び市立小・中学校学区図

凡 例

市立小学校	12	○
私立小学校	3	●
市立中学校	5	△
私立中学校	6	▲
公立高等学校	1	☆
私立高等学校	6	★
私立大学	5	◎
市立保育園	4	○
公立保育園	1	●
私立保育園	3	◎
私立幼稚園	18	▽

——	小学校学区境界
- - -	中学校学区境界



武蔵野市は基盤計画、福祉計画とならんで文教計画を明確にし、市民の自由な個性をのばす多様な機会をつくることを市政の課題とするものである。したがって文教計画は、シビル・ミニマムとして教育・文化の物的、制度的条件をととのえ、学校・社会のいづれも問わず市民自治の主体となりうるような市民づくりをめざしている。

① 小中学生教育

武蔵野市は、「子供とともに育つまち」を標榜して、とくにここ数年小中学校全校の鉄筋化をはじめ、学校教育の充実を最優先施策として推進してきた。この結果、小学校は65%、中学校は95%が鉄筋化しているが、前期5カ年ですべて完成の予定である。また、学童数の地域的変動を見こした必要校地の手あてもすすんでいる。さらに、全校それぞれに、体育館とプールを完備、三多摩の全市町村中最も早くこれを実現した。そのほかまず教育費私費負担の軽減措置は、すでに44年度以降PTA予算にみるかぎり完全解消したところも何校か現われはじめた。

また、校外教育用に、小学校施設として富士高原学園を42年度から開設、給食も小学校はもとより中学校について牛乳給食を実施している。つぎに26年以来教育相談を開設してきたのをはじめ、心身障害により恵まれない子供達にたいする措置として、特殊学級は小学校3施設を30年、中学校1施設を翌31年設置さらに重度身障児のための「ひまわり学級」を43年、難聴児のための「難聴言語教室」を45年度からそれぞれ開設した。他方学童保育についても、39年に着手、その後全部で4カ所に拡充、また低所得者家庭への助成として、高校進学者への「進学資金貸付」や「奨学金の給付」も早くからおこなっている。

以上の成果をふまえたうえで、この計画は、ただたんに学校施設や設備の拡充をはかるだけでなく、教員の協力によって教育内容の高度化をはかるとともに、学童の市民としての権利を尊重して、明日をにう学童の人間性の形成を基本原理とし、つぎのような具体的施策を実現する。

教育文化関係既成事業

事業名		事業年度	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
校外児童福祉施設策	保育事業	市立昭30.1園 昭31.1園 都立昭23.1園			市立3園							市立4園	
		民間昭26.1園 昭28.1園 昭31.1園											
	私立保育園援助					職員レクリエーション 研修費	代替保母				被服		健康診断所
	学童保育						1カ所		3カ所	4カ所			
	児童手当										4千目より 1人月1千円	3千目より 1人月1千円 都手当3千目より	
	交通災害共済制度への 小中学生無料加入												
	児童遊園	昭24 1園 昭31 1園 昭25 4園 昭34 2園			13園		14園					16園	
		昭26 1園 計10園 昭27 1園											
	ちびっこ広場											1園 7園 16園	
	児童館事業												1館
保育ママ援助								遊具支給				市委託 金支給	
小中學生施設策	富士高原学園												
	特殊学級	昭30.1小、2小大野田小 昭31.4中 開設							校舎新築 (4中)				
	難聴言語教室												(3小)
	教育相談	昭26開設											
	児童生徒心電図検査												
高校生施設策	中学校体育大会												
	学級招待集団読書 指導												
	奨学金給付	昭32開始											
	高校進学資金貸付												
交通安全施設策	定時制高校教科書 代支給												
	学校安全会費公費 負担												全額負担
	交通共済会費公費 負担												全額負担

事業名		事業年度	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
成人教育施設策	成人学校	昭29開始	_____										
	婦人学級		_____										
	家庭婦人学級		_____										
	老壮大学		_____										
	母と子の教室		_____										
	児童クラブ		_____										
	レクリエーション指導者講習会		_____										
リ講習施設策	子ども会リーダーキャンプ講習会		_____										

市民スポーツ施設策	市民体育大会	昭24開始	_____										
	市民水泳大会	昭24開始	_____										
	市民体育祭	昭24開始	_____										
	婦人運動会	昭32開始	_____										
市民スポーツ施設策	体育の日記念行事		_____										
	市民スキー講習会		_____										
	市営プール開設	昭24	_____										
	婦人バレーボール大会		_____										
	スポーツ・テスト		_____										
	婦人卓球大会		_____										
	少年野球大会	昭27開始	_____										
	市民スポーツデー開設		_____										
	スポーツ教室		_____										
	ムサシノ体操創作		_____										
	校庭開放		_____										

- ① 小中学校の施設・設備は全校を通じて高い水準に引きあげる。
 - a 校舎の鉄筋化は既定の計画にそって実施し、前期5カ年ではほぼ完了する。
 - b 体育館・プールは新設校を含めて、この計画の初年度で完成する。
 - c 学校図書室、特別教室の充実につとめる。教育機器の導入それに必要な特別教室の確保、教員の講習等をおこなう。
 - d 私費負担の解消を早い機会に完了する。
- ② 教員研修を援助し、全市の教育水準向上のための研究態勢を整備する。
- ③ 中学校給食の早期開始に努力する。
- ④ 給食施設については、共同方式・単独校方式のそれぞれの長所短所を勘案し内容充実をはかる。
- ⑤ 校外教育施設として、現在手ぜまになった富士高原学園の増設をおこない、さらに中学校用の夏期施設を完成させる。なおこれらは一般市民にも開放する。
- ⑥ 校外教育の一環として、郷土館、博物館、植物園、科学館、美術館等の見学の機会を拡充する。
- ⑦ 現在全小学校の3年生におこなっている読書指導の強化をはかり、各地区に学童図書館・子供勉強室を整備する。
- ⑧ 自治体問題の教育を推進するため、副読本を充実するとともに、小中学生の市政・郷土研究や施設見学の機会を拡充する。
- ⑨ 学童、学校を公害から守る。とくに、通学路の安全確保のため、歩道、ガードレールの整備、自動車の一時乗入禁止、全面乗入禁止の措置をおこなう。
- ⑩ 学童保育を充実する。とくに学校以外の場所に子供会の形で実施できるよう努力する。
- ⑪ 教育の機会均等を保障し、恵まれない子供のための教育施設や施策

市立小・中学校鉄筋化計画

事業名	区分	実施期間		備考
		前期	後期	
4小改築・増築				前期24学級 後期6学級
5小改築				
大野田小改築				
境南小増改築				
本宿小改築				
井之頭小改築				
境北小改築				
関前南小新築・増築				前期12学級 後期12学級
14小(仮称)新築				社会増による 新設予定
3中改築				
4中改築				既存鉄筋校舎 の改築
5中増築				社会増による 増築
6中新築				新設
7中(仮称)新築				社会増による 新設予定

学童保育所別定員数指導員数及び利用状況

年度	施設名	定員	指導員数	月平均利用児童数	備考
39	市立第5小学校学童保育こどもクラブ	50	2	912	39.2開始
40	市立第5小学校学童保育こどもクラブ	50	2	574	
41	市立第5小学校学童保育こどもクラブ	50	2	439	41.7開始
	市立第3小学校学童保育こどもクラブ	50	2	413	
	桜堤地区学童保育こどもクラブ	50	2	138	
	計	150	6	990	
42	市立第5小学校学童保育こどもクラブ	40	2	398	42.11 開始
	市立第3小学校学童保育こどもクラブ	40	2	234	
	桜堤地区学童保育こどもクラブ	40	2	416	
	市立大野田小学校学童保育こどもクラブ	40	2	176	
	計	160	8	1,224	
43	市立第5小学校学童保育こどもクラブ	40	2	358	
	市立第3小学校学童保育こどもクラブ	40	2	200	
	桜堤地区学童保育こどもクラブ	40	2	442	
	市立大野田小学校学童保育こどもクラブ	40	2	183	
	計	160	8	1,183	
44	市立第5小学校学童保育こどもクラブ	40	2	345	
	市立第3小学校学童保育こどもクラブ	40	2	196	
	桜堤地区学童保育こどもクラブ	40	2	400	
	市立大野田小学校学童保育こどもクラブ	40	2	154	
	計	160	8	1,095	

の充実に努力する。とくに従来教育と福祉の接点と称して回避されてきた就学免除や猶予の扱いをうけている重度心身障害児について、近隣各市や国・都との協力により、教育の機会を確保する。

なお、高校生に対する援助として、身障者奨学金の支給、高校入学資金の貸付及び定時制高校生への教科書無償給付の制度を拡充する。

② 幼児教育

就学前の幼児教育については、乳幼児の保育問題を含めて、武蔵野市

学童保育所別定員数指導員数及び利用状況

年度	施設名	定員	指導員数	月平均利用児童数	備考
39	市立第5小学校学童保育こどもクラブ	50	2	912	39.2開始
40	市立第5小学校学童保育こどもクラブ	50	2	574	
41	市立第5小学校学童保育こどもクラブ	50	2	439	41.7開始
	市立第3小学校学童保育こどもクラブ	50	2	413	
	桜堤地区学童保育こどもクラブ	50	2	138	42.7開始
	計	150	6	990	
42	市立第5小学校学童保育こどもクラブ	40	2	398	42.11 開始
	市立第3小学校学童保育こどもクラブ	40	2	234	
	桜堤地区学童保育こどもクラブ	40	2	416	
	市立大野田小学校学童保育こどもクラブ	40	2	176	
	計	160	8	1,224	
43	市立第5小学校学童保育こどもクラブ	40	2	358	
	市立第3小学校学童保育こどもクラブ	40	2	200	
	桜堤地区学童保育こどもクラブ	40	2	442	
	市立大野田小学校学童保育こどもクラブ	40	2	183	
	計	160	8	1,183	
44	市立第5小学校学童保育こどもクラブ	40	2	345	
	市立第3小学校学童保育こどもクラブ	40	2	196	
	桜堤地区学童保育こどもクラブ	40	2	400	
	市立大野田小学校学童保育こどもクラブ	40	2	154	
	計	160	8	1,095	

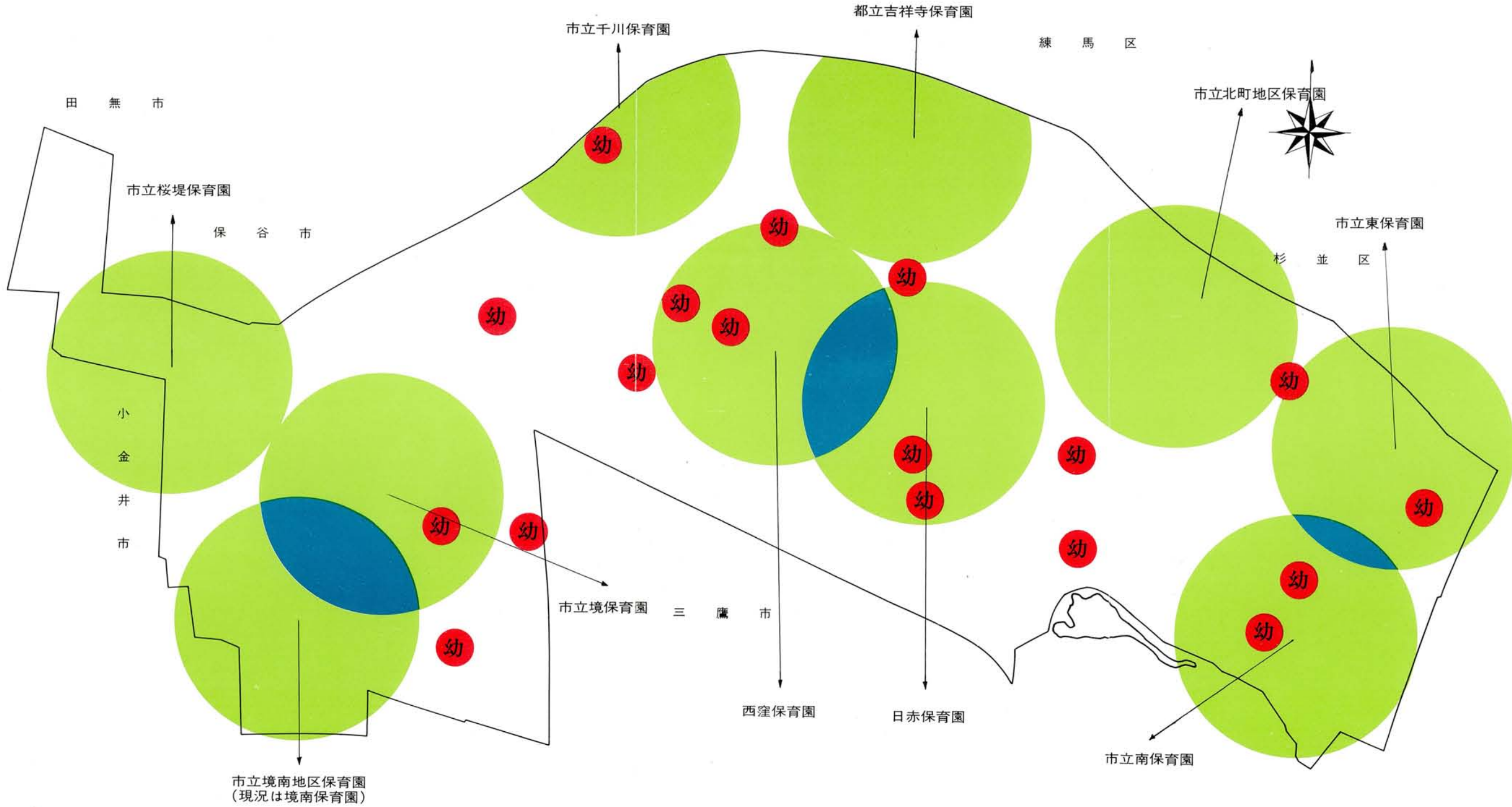
の充実に努力する。とくに従来教育と福祉の接点と称して回避されてきた就学免除や猶予の扱いをうけている重度心身障害児について、近隣各市や国・都との協力により、教育の機会を確保する。

なお、高校生に対する援助として、身障者奨学金の支給、高校入学資金の貸付及び定時制高校生への教科書無償給付の制度を拡充する。

② 幼児教育

就学前の幼児教育については、乳幼児の保育問題を含めて、武蔵野市

既設保育園・幼稚園設置状況及び計画(5ヶ年間)による保育園設置状況



では従来保育園へ共働き家庭の乳幼児収容に重点をおいて努力してきた。保育園は市立4園、都立1園、私立3園が設置され、収容定員も850名に達する。だが幼稚園は、私立が全市にくまなく配置されている関係もあって、これまで市立は設置されていない。ただし、その総園児数は過去5年間年平均3千名を前後している。また児童遊園やチビッ子広場は、現在各16カ所配置されており、前者は市有地10、借地6、(45年4月現在)となっている。

これにたいして、この計画は、家庭教育と集団教育との均衡をはかるという観点から、高水準の保育園、幼稚園、児童遊園、チビッ子広場、児童センター等を地域に適正に配置する。とくに、保育園は、たんに保育に欠ける乳幼児の預り所という考え方をとらずに、乳幼児の人格形成の場として運営されるよう配慮する。また、集合住宅の増加傾向にともない、庭のない家庭が多くなるため、緑にみち太陽に輝やく遊び場の増設につとめる。

1) 保育園

① 低所得者層や母子家庭の保育に欠ける乳幼児が優先的に入園でき

保育園入園申請者の所得状況

45.10.1 現在

年令	収入(月)							不 明	計	割 合 %
	0	1 円 19,999	20,000 39,999	40,000 59,999	60,000 79,999	80,000 99,999	100,000 以 上			
0	2	1	8	34	28	13	32	3	121	24.6
1	9	2	7	37	28	20	12	3	118	24.0
2	2	0	12	33	27	12	15	4	105	21.3
3	1	1	6	36	27	10	13	4	98	19.9
4	0	0	4	16	17	3	4	0	44	8.9
5	1	0	1	1	2	0	0	1	6	1.3
計	15	4	38	157	129	58	76	15	492	100
割合%	3.1	0.9	7.7	31.9	26.2	11.7	15.4	3.1	100	100

保 育 園 建 設 計 画

事業名	実 施 期 間		備考
	前 期	後 期	
境南地区保育園建設	●●●●●●●●		
北町地区保育園建設	●●●●●●●●		
千川保育園増改築	●●●●●●●●		
南保育園増改築		●●●●●●●●	
本町地区保育園建設		●●●●●●●●	
関前（八幡町）地区 保 育 園 建 設		●●●●●●●●	
桜堤保育園増改築		●●●●●●●●	
日赤保育園増築		●●●●●●●●	
都立吉祥寺保育園増築		●●●●●●●●	

るよう措置する。

- ⑥ 要保育児の増加に対応するとともに保育園の適正配置を考慮して、前期に2カ所（境南、吉祥寺北町）を新設する。
- ⑦ 既存の保育園（千川）に必要な増改築措置をとる。

2) 幼稚園

幼稚園は、すでに私立が18園を数え市立幼稚園新設の必要性はとぼしい。ただし、西部地域にはその実情を考慮して、市立1園を前期に設置する。

3) 児童遊園

- ⑧ 東部・中部・西部に児童遊園各1カ所を前期に新設する。
- ⑨ チビッコ広場は、土地所有者の好意でつくられているが、その拡充維持につとめる。

4) 児童センター

子供会および学童保育の場所として、児童図書館・子供勉強室などを

保育園別定員数、年齢別園児数及び職員数

(45. 4. 1)

保育園名		定員	職員数			措置児童数						合計
			保母	保健婦	その他	〇才児	一才児	二才児	三才児	四才児	五才児	
市立	南	120	10	1	4	5	10	14	18	24	30	101
	千	90	7	1	3	3	5	7	20	18	25	78
	桜	90	7	1	3	3	5	8	19	26	29	90
	境	100	8	1	3	3	5	16	19	29	24	96
	小計	400	32	4	13	14	25	45	76	97	108	365
都立	吉祥寺	90	12	0	3	0	7	15	15	21	19	77
市内民間	赤	200	17	1	6	9	19	17	17	53	57	172
	西	100	15	0	5	9	16	18	16	19	14	92
	境	60	6	0	3	0	4	9	10	18	17	58
	小計	360	38	1	14	18	39	44	43	90	88	322
管外	柳	120				1	3	6	8	10	9	37
	籬	170					3	2	7	23	14	49
	上	186							1			1
	聖	100				1						1
	妙	160						1				1
	鳩	65					1					1
	阿	100								1		1
	小	60							1		1	2
	至	90					1					1
	三	120								1		1
	氷	60								1		1
小計	1,231				2	8	9	17	36	24	96	
合計						34	79	113	151	244	239	860

含む児童センターの設置を図る。

③ 社会教育

武蔵野市ではこれまで市民体育、レクリエーションを含めて、数多くの事業や活動助成をおこなってきた。だが、社会教育は、今日都市化の進行するなかで転換期に直面している。

たとえば、本市でも3才児とその母親とを合わせて対象とする「母子の教室」のように、社会変化に対応したユニークな成功例をもっている。

社会教育は、伝統的意味の社会教育から脱皮して、ひろく市民自身による市民教育ないし市民的自治精神の育成という性格をもつ必要がある。その目的は、自発的に市政について考える市民、行動する市民をつくりだすことにある。

また、市民体育の分野も、一部の選手偏重におちいりがちな弊害をあらためて、ひろく市民がだれでも気軽に、しかも身近のところで各自の好むスポーツを楽しみ市民の交流と健全な体力づくりの場となるべきである。

そのために、市政は、市民が社会教育あるいは市民体育に自発的に参加できるような条件を準備することに主眼をおき、学校をふくむ公共施設の多目的利用を考慮する。また、市民施設のネットワークの整備のなかで、必要な施設の整備拡充につとめる。

事業および活動としては、これまで実施されてきたものについて全面的に再検討するとともに、つぎのような点を重視する。

1) 市政研究活動

市民の市政参加の積極化をはかるため市政研究の機会を提供する。そのため市政資料室の新設、市施設見学の拡充、市政講座の充実をはかる。

2) 図書館の充実

中央図書館を充実するとともに、各地区に青少年・児童用の分館を設

置する。

3) 郷土教育

文化財の保護を強化し、その発掘と保存に努めるとともに、郷土資料室を設置する。また玉川上水その他の現存史蹟を郷土教育のために活用する方法を工夫する。

4) 市民体育

① 市民のすべてが楽しく使える体育施設を地区単位に準備する。また現存の陸上競技場を市民に広く開放するために改装工事をほどこし、緑と運動用スペースをひろげる。

② 市営運動場に照明設備をほどこし夜間開放をおこなう。

③ 学校校庭、体育館の夜間及び休日開放を一層ひろく推進する。

④ 学校プールの開放は、衛生上の問題、利用スケジュール、構造上の問題、管理権の問題等を慎重に検討して推進する。また、市営プールの増設をはかる。

④ 市民文化活動

市民文化活動は、レクリエーション活動をもふくめて、従来社会教育の一環として位置づけられてきた。だが、今後各種の施設が充実されるにつれて、市民の文化水準向上への自発的な意欲が飛躍的にたかまることが予想される。また市民内部から多様なリーダー層が生まれることも期待される。

したがって、市民文化活動の分野では、市は施設の整備に主眼をおき自発的な市民の文化活動を促がすために重点的につぎのような施策をおこなう。

① 緑のネットワーク、市民施設のネットワークの整備のほか現在の公会堂が収容能力等に限界があり、各種大規模活動や小中学校の行事も他区市施設にたよらざるをえない現状をも考慮して、市庁舎の改築に合わせて大型の市民ホールをつくる。

- ⑥ 武蔵野市民の新しい「ふるさと」意識をつくりだすために全市民参加の「お祭り」を企画する。なお、この「お祭り」の統一プログラムには、市民文化祭と体育祭を含めるよう検討する。
- ⑦ 市民の作品展示場ならびに小音楽ホールを新設する。

昭和45年度 社会体育主要事業予定表

No.	名 称	期 日	対 象
1	春季市民体育大会兼都民大会市予選会	3/21～5/10	一般市民
2	常設スポーツ教室スポーツデー開設	年 間	〃
3	ラグビースクール開校	4/12～12/1	小学校5～6年生 中学校1～2 〃
4	夜間スポーツ教室	年 間	一般市民
5	都民体育大会市代表選手派遣	5/31～6/14	
6	婦人バレーボール大会	5/10	家庭婦人
7	中央沿線軟式庭球大会		一般市民
8	全国都市対抗卓球B地区予選会		〃
9	市営プール開場		〃
10	婦人卓球大会		家庭婦人
11	市民陸上記録会	6/7	一般市民
12	勤労青少年野外活動(宿泊)	7/21～7/22	勤労青少年
13	東西対抗庭球大会		一般市民
14	都下総合体育大会	8/9	〃
15	少年野球大会	8月	小学生
16	スポーツ少年団キャンプ講習会	〃	スポーツ少年団員
17	ラグビースクール夏季合宿	〃	ラグビースクール 参加者
18	東京都市弓道大会市代表選手派遣	4/5 他1回	一般市民
19	市民水泳大会	8/30	〃
20	巡回スポーツ教室(民踊・フォークダンス)	9月	家庭婦人
21	婦人運動会	10/10	〃
22	市民体育祭体育の日記念	10/1～11月	一般市民
23	スポーツテスト	10/10	〃
24	都民はぜ釣り大会市代表選手派遣	11月	〃
25	婦人バレーボール大会	〃	家庭婦人
26	市内ロードレース大会	11月	一般市民
27	市町村対抗軟式野球大会	〃	〃

No.	名 称	期 日	対 象
28	市民スキー講習会（第1回）	1月初旬	一般市民
29	〃（第2回）	1月中旬	〃
30	〃（第3回）	2月中旬	〃
31	〃（婦人）	2月	婦人
32	都下一周駅伝市代表選手派遣	1月	一般市民
33	勤労青少年スケート		勤労青少年
34	都民大会スキー競技会選手派遣	3月	一般市民
35	市民スキー競技会	〃	〃
36	勤労青少年ハイキング	〃	勤労青少年
37	市内駅伝競走大会	〃	一般市民
38	都下スキー競技会選手派遣	〃	〃
39	陸上競技教室	4月～11月	小中学生
40	青少年水泳教室	8月	小学校4年生以上

④ 市内小中学生の音楽、美術、演劇等の観賞機会を増やす。

⑤ 市民による教育・文化の創造

現在、日本における社会の構造変化、ことに都市化にともなう生活様式の変化に対応して、武蔵野市は、自治体における新しい教育・文化の創造をめざして市民の創意を結集する。

そのため(1)自然にしたしむ市民、(2)科学性に富む市民、(3)芸術性のかい市民、(4)国際性ゆたかな市民の理念をふかめ、かつ市政においてそれを実現していく。

1) 自然にしたしむ市民

都市化の拡大につれて、市民の自然にしたしむ機会は減少しつつあるので、六大事業計画の第1に緑のネットワークの造成をかかげたが、市はさらに市民が自然にしたしめるような方策を検討する。とくに小中学生教育において、それを強化する必要がある。そのため富士高原学園を強化するとともに新しく広大な自然をもった別村計画を検討し、小中学生、青少年、老人のための施設をつくっていく。

2) 科学性に富む市民

技術革新により社会の情報化はすすみ、これに対応して市民は科学性のたかい教育を必要としてきている。そのため市は学校教育・社会教育をこの観点から水準をたかめていくとともに、小中学生にたいしては、現代科学の成果にふれ、その創造力をたかめるような機会をひろくつくっていく。

3) 芸術性のたかい市民

経済の発展につれて市民の自由時間は、今後質的に拡大していくことが予想され、しかも市民生活自体の文化水準もたかまってくる。そのため市は、学校教育における創造活動をたかめるための努力をするとともに、市民の自主的な創造活動が活発におこなえるよう音楽ホール、展示室をふくめて多様な市民施設をつくり、さらに、市のシンボルとなるような芸術活動を育成する。

4) 国際性ゆたかな市民

コミュニケーション技術の発達によって、今後ますます平和な国際交流がひろまり、市民の国際性もたかまってくる。市は市民の国際交流の機会をひろくするため、国際姉妹都市協定を、従来しばしばみられたような空虚なかたちではなく、新しい観点から推進し、とくに小中学生の文化交流に重点をおく。

この課題の実現のため「武蔵野市民文化会議」を発足させ、市民による教育・文化の創造を推進するとともに、市政のとりくむべき施策を具体的に検討する。